

「社会の持続的発展と生物多様性」

～環境破壊が、社会の破壊を招く！～

森の木が切られ、海の魚が取り尽くされる。

土地を切り崩し、水を使い、空気を使う。

経済的発展のために、と、多くのものを利用する。

しかし、その「利用」は、破壊でもある。

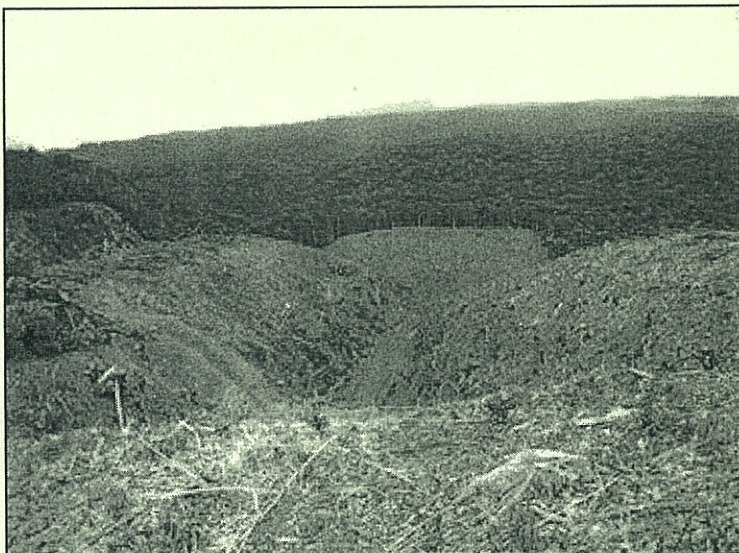
その破壊は、やがて社会を荒廃へと導く。

さびれた港町、汚れた空気、枯渇した資源…。

子や孫の世代には、いったい何が残っているのか。

私たちは、今の豊かさを後世に受け継がねばならない。

私たちは、今の豊かさのツケを後世に残してはならない。



社会の持続的発展とは、次の世代に、現代の生活と同じ水準を継承すること。

しかし、生態系を無視した経済の発展はやがて廃れ、生物多様性をないがしろにした社会の発展はいずれ崩壊する。

今の日本では、生態系を無視した経済的活動が行われ、自らの首を絞めている。

地球温暖化対策といっても、所詮、生態系を無視したものにはすぎない。

社会の持続的発展のために、どのように生物多様性を保護していくのか。

市川守弘弁護士の問題提起をもとに、日ごろ思っていることをぶつけ合って、討論し、議論したいと思います。

市川守弘弁護士

：札幌弁護士会所属。99年からコロラド大学ロースクール自然資源法センターにて、環境法やインディアン法などを学ぶ（～02年）。沖縄やんばるの森裁判、北海道えりもの森裁判、広島大規模林道裁判、北海道士幌高原道路裁判、高尾山天狗裁判などに関与するほか、森林伐採、大規模林道問題などでの調査、告発、提言を行っている。現・日本環境法律家連盟副代表。